

特定生産緑地（鎌倉市）の指定

令和 4 年 6 月 21 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-26	鎌倉市台字西ノ台	約 830 m ²	令和 14 年 11 月 13 日
特-38	鎌倉市今泉一丁目	約 1,550 m ²	
特-52	鎌倉市佐助二丁目	約 910 m ²	
特-53	鎌倉市佐助二丁目	約 1,130 m ²	
特-54	鎌倉市佐助二丁目	約 640 m ²	
特-55	鎌倉市佐助二丁目	約 990 m ²	令和 14 年 11 月 13 日 令和 17 年 12 月 26 日
特-69	鎌倉市津字蟹田谷 鎌倉市腰越字蟹田谷	約 2,500 m ²	令和 14 年 11 月 13 日
特-72	鎌倉市手広四丁目	約 1,110 m ²	
特-74	鎌倉市手広四丁目	約 1,540 m ²	
特-75	鎌倉市手広三丁目	約 2,540 m ²	
特-76	鎌倉市手広三丁目	約 1,380 m ²	
特-118	鎌倉市山崎字清水塚	約 920 m ²	
特-130	鎌倉市上町屋字山ノ根	約 1,750 m ²	
特-132	鎌倉市上町屋字長島	約 2,960 m ²	
特-133	鎌倉市上町屋字長島	約 880 m ²	
特-134	鎌倉市上町屋字長島	約 1,820 m ²	
特-136	鎌倉市上町屋字山ノ根	約 1,170 m ²	
特-138	鎌倉市上町屋字山ノ根	約 1,220 m ²	
特-139	鎌倉市上町屋字長島	約 1,540 m ²	

「区域は指定図表示のとおり」